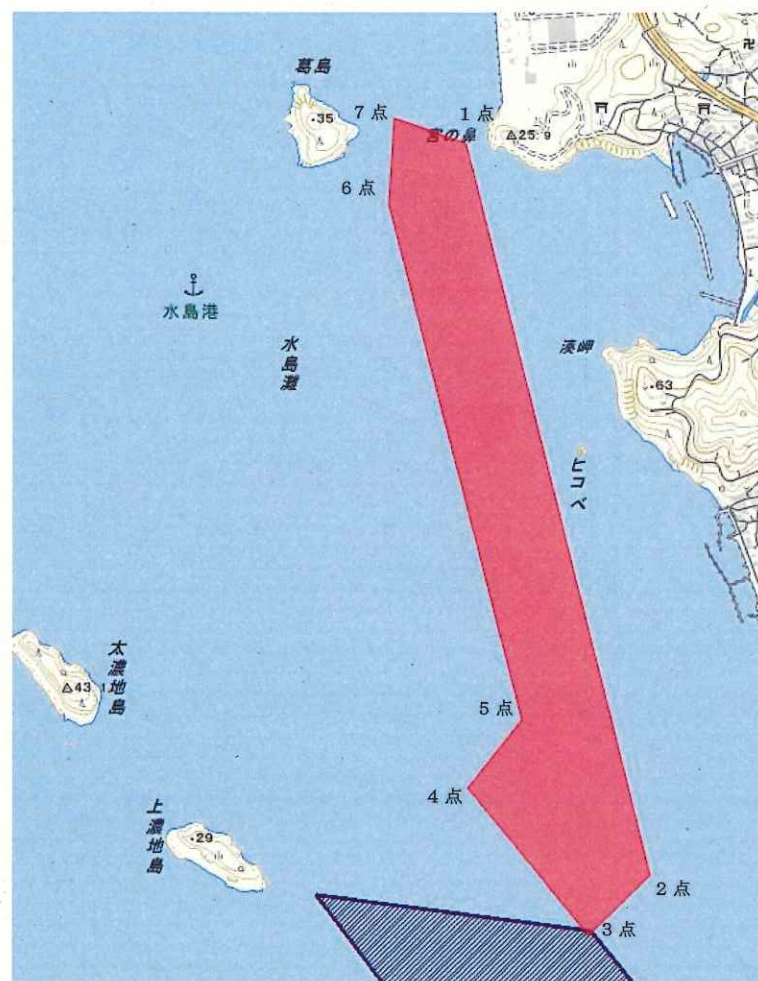


別図



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成

番 号	基 点	方 位	距 離
1 点	太濃地島三角点 (43)	36度20分	2, 025メートル
2 点	1 点	165度45分	2, 255メートル
3 点	海上交通安全法施行令 (昭和48年政令第5号) 別表第二水島航路の項第1号に掲げる地点		
4 点	3 点	320度30分	570メートル
5 点	4 点	38度	260メートル
6 点	5 点	345度30分	1, 590メートル
7 点	6 点	3度20分	260メートル
太濃地島三角点 (43) 北緯34度26分52. 5秒 東経133度45分11. 6秒			